

新潟市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第1号

新潟市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟市水道局企業職員給与規程（平成2年新潟市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が管理者の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

第7条第4項中「同項の規定」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして管理者の定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して管理者の定める職員に限る。）その他前項の規定」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支

給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の2第5項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第14条の3 次に掲げる場合には、条例第9条第3項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第2項の勤務とみなす。

(1) 条例第9条第3項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第9条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第3項の勤務をした場合

第17条第1項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額に適用する。

第18条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の125」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。